

浜松市規則第 30 号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための関係規則の整備  
に関する規則

(浜松市物品管理規則の一部改正)

第 1 条 浜松市物品管理規則（昭和 40 年浜松市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事務引継ぎ)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 前項の事務引継ぎについては、前任者は物品事務引継書 <u>2 部</u> を作成し、後任者とともに現品と関係簿冊を照合し、確認しなければならない。この場合においては、関係簿冊の最終記帳の次に合計高及び年月日を記載し、前任者と後任者がそれぞれに署名をしなければならない。</p> <p>3 前項の引継書は、後任者が <u>1 通</u> を保存し、<u>他の 1 通は</u>物品総括管理者にあっては市長に、物品管理者及び物品取締員にあっては物品総括管理者に、物品出納員にあっては会計管理者に、区物品出納員にあっては区</p>	<p>目次</p> <p><u>第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）</u></p> <p><u>第 2 章 台帳等（第 11 条—第 16 条）</u></p> <p><u>第 3 章 取得、管理及び処分（第 17 条—第 40 条）</u></p> <p><u>第 4 章 出納（第 41 条—第 43 条）</u></p> <p><u>第 5 章 検査（第 44 条—第 50 条）</u></p> <p><u>第 6 章 雑則（第 51 条—第 57 条）</u></p> <p>附則</p> <p>(事務引継ぎ)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 前項の事務引継ぎについては、前任者は物品事務引継書を作成し、後任者とともに現品と関係簿冊を照合し、確認しなければならない。この場合においては、関係簿冊 <u>(物品の出納及び保管のために必要な帳簿（以下「物品出納簿」という。）に限る。)</u> の最終記帳の次に合計高及び年月日を記載し、前任者と後任者がそれぞれに署名をしなければならない。</p> <p>3 <u>後任者は、前項の引継書を保存するとともに、</u>物品総括管理者にあっては市長に、物品管理者及び物品取締員にあっては物品総括管理者に、物品出納員にあっては会計管理者に、区物品出納員にあっては区会計</p>

<p>会計管理者に<u>提出</u>しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第2章 <u>帳簿</u></p> <p>(会計管理者等の帳簿)</p> <p>第13条 会計管理者、区会計管理者、物品出納員又は区物品出納員(以下これらを「会計管理者等」という。)は、<u>物品の出納及び保管のために必要な帳簿(以下「物品出納簿」という。)</u>を備え、その必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(台帳等の整理要領)</p> <p>第14条 <u>第11条に掲げる台帳及び前条に規定する帳簿</u>(以下これらを「台帳等」という。)の記録整理は、品名ごとにしなければならない。ただし、出納又は受払件数のわずかなものその他特別な理由があるものについては、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>帳簿記録</u>の省略)</p> <p>第15条 次に掲げる物品については、<u>帳簿</u>の記録を省略することができる。ただし、指定物品については、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項の規定により<u>帳簿</u>の記録を省略するときは、物品購入の回議書その他関係文書にその旨明示しなければならない。</p>	<p>管理者に<u>引継事項を報告</u>しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第2章 <u>台帳等</u></p> <p>(会計管理者等の帳簿)</p> <p>第13条 会計管理者、区会計管理者、物品出納員又は区物品出納員(以下これらを「会計管理者等」という。)は、<u>物品出納簿</u>を備え、その必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(台帳等の整理要領)</p> <p>第14条 <u>第11条第1項各号に掲げる台帳及び物品出納簿</u>(以下これらを「台帳等」という。)の記録整理は、品名ごとにしなければならない。ただし、出納又は受払件数のわずかなものその他特別な理由があるものについては、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>物品出納簿記録</u>の省略)</p> <p>第15条 次に掲げる物品については、<u>物品出納簿</u>の記録を省略することができる。ただし、指定物品については、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項の規定により<u>物品出納簿</u>の記録を省略するときは、物品購入の回議書その他関係文書にその旨明示しなければならない。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市会計規則の一部改正)

第2条 浜松市会計規則(昭和39年浜松市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>第50条 (略)</p> <p>2 前項の事務引継ぎについては、前任の出納員又は区出納員は現金、有価証券、帳簿、証拠書類その他重要書類の目録を<u>2通</u>作成し、現金は、帳簿に<u>対象した</u>明細書を添え、帳簿は最終記録の次に合計高及び引継年月日を記載し、それぞれこれに署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>3 <u>前項の目録は後任の出納員又は区出納員が1通を保存し、1通は会計管理者に提出しなければならない。</u></p>	<p>第50条 (略)</p> <p>2 前項の事務引継ぎについては、前任の出納員又は区出納員は現金、有価証券、帳簿、証拠書類その他重要書類の目録を作成し、現金は、帳簿と<u>対照した</u>明細書を添え、帳簿は最終記録の次に合計高及び引継年月日を記載し、それぞれこれに署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>3 <u>後任の出納員又は区出納員は、前項の目録を保存するとともに、会計管理者に引継事項を報告しなければならない。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 浜松市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年浜松市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(実地調査)	(調査)
<p>第2条 市長は、法第3条及び第6条第1項の規定による許可の申請があったときは、食鳥検査員にその施設が省令第2条の2に定める基準に適合するか否かを<u>実地</u>に調査させるものとする。</p>	<p>第2条 市長は、法第3条及び第6条第1項の規定による許可の申請があったときは、食鳥検査員にその施設が省令第2条の2に定める基準に適合するか否かを調査させるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（平成23年浜松市規則第45号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(実地確認しなければならない施設等)	(確認しなければならない施設等)
<p>第4条 (略)</p> <p>(<u>実地確認</u>に係る記録)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>(<u>確認</u>に係る記録)</p>
<p>第5条 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第5条 浜松市屋外広告物条例施行規則（平成17年浜松市規則第138号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可の申請)</p> <p>第9条 条例第10条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の申請書は、屋外広告物許可申請書（第2号様式）による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工事施行者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに工事施行者が屋外広告業者である場合にあっては、その者の<u>第24条の3の屋外広告業登録済証又は第27条の5第2項の特例屋外広告業届出済証</u>（以下これらを「<u>登録済証等</u>」という。）の番号</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(許可の証票等)</u></p> <p><u>第16条 条例第16条本文の規則で定める許可の証票は、屋外広告物許可証（第10号様式）とする。</u></p> <p><u>2 条例第16条ただし書の規則で定める許可の証印は、屋外広告物許可済証（第11号様式）とする。</u></p> <p>(登録申請書の様式等)</p> <p>第24条の2 (略)</p> <p><u>(登録の通知)</u></p> <p><u>第24条の3 条例第29条の3第2項の規定による通知は、屋外広告業登録済証（第22号様式）を交付することにより行うものとする。</u></p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第9条 条例第10条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の申請書は、屋外広告物許可申請書（第2号様式）による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工事施行者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに工事施行者が屋外広告業者である場合にあっては、その者の<u>条例第29条第1項の規定による登録又は条例第32条の3第1項の規定による届出</u>（以下これらを「<u>登録等</u>」という。）の番号</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第16条 削除</u></p> <p>(登録申請書の様式等)</p> <p>第24条の2 (略)</p>

(変更の届出)

第25条 (略)

(廃業等の届出)

第25条の2 条例第29条の7第1項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届出書(第24号様式)に登録済証等を添えて行わなければならない。

(標識の記載事項等)

第27条の3 条例第31条の2の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 条例第32条の3第4項の規定により条例第29条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなされた者(以下「特例屋外広告業者」という。)である場合にあっては、第27条の5第2項の特例屋外広告業届出済証の番号

(3)～(5) (略)

2 (略)

(特例屋外広告業者の届出)

第27条の5 (略)

2 市長は、前項の届出をした者に対し、特例屋外広告業届出済証(第35号様式)を交付するものとする。

(再交付)

第28条 屋外広告業者、講習会修了者又は認定者は、登録済証等、修了証書又は認定書を亡失し、又は損傷したときは、市長に当該書面の再交付を申請することができる。

(変更の届出)

第25条 (略)

(廃業等の届出)

第25条の2 条例第29条の7第1項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届出書(第24号様式)により行わなければならない。

(標識の記載事項等)

第27条の3 条例第31条の2の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 条例第32条の3第4項の規定により条例第29条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなされた者(以下「特例屋外広告業者」という。)である場合にあっては、条例第32条の3第1項の規定による届出の番号

(3)～(5) (略)

2 (略)

3 条例第31条の2の規定による公衆の閲覧は、当該屋外広告業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(特例屋外広告業者の届出)

第27条の5 (略)

(再交付)

第28条 講習会修了者又は認定者は、修了証書又は認定書を亡失し、又は損傷したときは、市長に当該書面の再交付を申請することができる。

<p>2 前項の規定による再交付の申請は、<u>屋外広告業登録済証等再交付申請書</u>（第37号様式）により行わなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による再交付の申請のうち<u>登録済証等</u>、修了証書又は認定書を損傷した場合に係るものにあつては、前項の申請書に当該書面を添付しなければならない。</p> <p>（屋外広告業者監督処分簿）</p> <p>第29条 （略）</p> <p>2 条例第32条の4第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 処分を受けた屋外広告業者の<u>登録済証等</u>の番号並びに氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) （略）</p>	<p>2 前項の規定による再交付の申請は、<u>屋外広告物講習会修了証書等再交付申請書</u>（第37号様式）により行わなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による再交付の申請のうち、修了証書又は認定書を損傷した場合に係るものにあつては、前項の申請書に当該書面を添付しなければならない。</p> <p>（屋外広告業者監督処分簿）</p> <p>第29条 （略）</p> <p>2 条例第32条の4第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 処分を受けた屋外広告業者の<u>登録等</u>の番号並びに氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) （略）</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2号様式中「屋外広告業登録済証」を「屋外広告業登録」に、「特例屋外広告業届出済証」を「特例屋外広告業届出」に改める。

第10号様式及び第11号様式を次のように改める。

第10号様式及び第11号様式 削除

第22号様式を次のように改める。

第22号様式 削除

第35号様式を次のように改める。

第35号様式 削除

第37号様式中

「住所（所在地）

申請者 氏名（名称及び代表者氏名）を  
電話番号」

「住所

申請者 氏名  
生年月日 に、  
電話番号」

「屋外広告業登録済証等再交付申請書」を「屋外広告物講習会修了証書等再交付申請書」に、

「 屋外広告業登録済証  
 特例屋外広告業届出済証  
 屋外広告物講習会修了証書  
 屋外広告物講習会修了相当者認定書  
 」  
 「  
 屋外広告物講習会修了証書  
 屋外広告物講習会修了相当者認定書  
 」

(浜松市行政手続条例施行規則の一部改正)

第6条 浜松市行政手続条例施行規則(平成8年浜松市規則第95号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分)</p> <p>第2条 (略)</p>	<p>(不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>(手続条例第14条第4項等に規定する規則で定める方法)</u></p> <p><u>第3条 手続条例第14条第4項(手続条例第21条第3項及び第28条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項(手続条例第14条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p>

<p>(職員以外に聴聞を主宰することができる者)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(1) <u>行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u></p> <p>(2) <u>インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)</u>を使用するもの</p> <p>(職員以外に聴聞を主宰することができる者)</p> <p>第4条 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第7条 浜松市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年浜松市規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第7条の4 (略)</p> <p>2 <u>前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に規定する掲示場に掲示することをもってこれに代えることができるものとし、掲示された日から2週間を経過した時に文書の交付があったものとみなす。</u></p>	<p>第7条の4 (略)</p> <p>2 <u>任命権者は、前項の規定による文書の交付をする場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在を知ることができないときは、同項の規定による文書の交付を、公示の方法によって行うことができる。</u></p> <p>3 <u>前項の公示の方法による文書の交付は、当該一時差止処分を受けた者の氏名及び当該任命権者が当該文書をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を市長が定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を浜</u></p>

松市公告式条例（昭和25年浜松市条例第23号）に定める掲示場に掲示し、又は公示事項を当該任命権者の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該文書の交付があったものとみなす。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正）

第8条 浜松市職員退職手当支給条例施行規則（昭和50年浜松市規則第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）</p> <p>第28条 （略）</p>	<p>（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）</p> <p>第28条 （略）</p> <p><u>（条例第18条第4項等に規定する規則で定める方法）</u></p> <p><u>第28条の2 条例第18条第4項（条例第19条第10項及び第20条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、退職手当管理機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第18条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（退職手当管理機関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p>

<p>(支払差止処分の取消しの申立て)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(意見の聴取の手続)</p> <p>第30条 条例第20条第4項、第21条第5項、第22条第3項及び第23条第8項の規定により浜松市行政手続条例(平成8年浜松市条例第69号)第3章第2節の規定を準用して行う条例第20条第3項及び第21条第4項(条例第22条第2項及び第23条第7項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取の手続については、浜松市聴聞規則(平成6年浜松市規則第39号)の規定の例による。</p>	<p>(1) <u>退職手当管理機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u></p> <p>(2) <u>インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)</u>を使用するもの</p> <p>(支払差止処分の取消しの申立て)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(意見の聴取の手続)</p> <p>第30条 条例第20条第4項、第21条第5項、第22条第3項及び第23条第8項の規定により浜松市行政手続条例(平成8年浜松市条例第69号)第3章第2節の規定を準用して行う条例第20条第3項及び第21条第4項(条例第22条第2項及び第23条第7項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取の手続については、<u>浜松市聴聞規則(平成6年浜松市規則第39号)及び浜松市行政手続条例施行規則(平成8年浜松市規則第95号)</u>の規定の例による。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市税条例施行規則の一部改正)

第9条 浜松市税条例施行規則(昭和32年浜松市規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(通則)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>(区役所の掲示場)</u></p>	<p>(通則)</p> <p>第1条 (略)</p>

<p><u>第1条の2 条例第18条の規則で定める所轄区役所の掲示場は、浜松市公告式規則（平成17年浜松市規則第140号）第3条第2項に規定する掲示場とする。</u></p> <p>（納期限の延長）</p>	<p>（納期限の延長）</p>
<p>第2条 （略）</p>	<p>第2条 （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年3月31日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条から第5条まで、次項及び附則第3項の規定 令和8年4月1日

(2) 第6条から第8条まで及び附則第4項の規定 令和8年5月21日

(3) 第9条の規定 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための関係条例の整備に関する条例（令和8年浜松市条例第27号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日

（浜松市屋外広告物条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 前項第1号に掲げる規定の施行の際現に第5条の規定による改正前の浜松市屋外広告物条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第28条の規定により講習会修了者又は認定者から提出されている申請書は、第5条の規定による改正後の浜松市屋外広告物条例施行規則第28条の規定により講習会修了者又は認定者から提出された申請書とみなす。

3 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際現に改正前の規則の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（浜松市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

4 第7条の規定による改正後の浜松市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第7条の4第2項及び第3項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする文書の交付について適用し、同日前にした文書の交付については、なお従前の例による。

（あらし）

この規則は、デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを

行うものです。